

日火連短信

令和5年2月21日 第199号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省（資源エネルギー庁）より、火薬類取締法施行規則の一部改正「第1条第13号に規定する第3種保安物件の定義に、蓄電用の施設を含めることとする」を含む法令改正のパブリックコメント（法令改正に関する意見募集）が下記の通り実施されました。この『蓄電用の施設』の内容については現時点で明確にはなっていません。気がかりとなる施設が火薬庫の近くにある方やこの『蓄電用の施設』の定義について疑問や懸念のある方は、それぞれ個別にパブコメを提出して頂くようお願いいたします。

関係団体各位

（全国火薬類保安協会、煙火協会、日本火薬銃砲商組合連合会、日本火薬工業会の皆さま）
平素より大変お世話になっております。

火薬類保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係省令・告示の意見募集が開始されました。改正法で蓄電事業が発電事業の一部と位置づけられたことに伴い、火薬類取締法施行規則第1条第13号（第三種保安物件の定義）においても蓄電用の施設を含める改正を検討しております。

●パブリックコメント概要

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620123005&Mode=0>

意見募集期間：2/6～3/7

改正案についてコメントがございましたら、フォーマットにて意見の提出をお願い致します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
火薬係長 川邊 真理（かわべ まり）
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1870 FAX：03-3501-6565
直通：050-3091-1860
E-mail：kawabe-mari@meti.go.jp

今回の法令改正「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」の概要は別添1の通りで、9ページ目の(7)に火薬類取締法施行規則の一部改正がありますので、参照願います。

この『蓄電用の施設』の内容について、当会および火薬工業会から経済産業省 火薬班に問い合わせたところ、次のような回答がありました。

◇「蓄電用の施設」については、以下の省令の「蓄電所」を指すと聞いており、具体的な規定ぶりを内々でも相談中です。

今後エネ庁のほうでも提出意見への回答を整理すると思いますが、ご意見は認識しましたので、当方でもご意見を踏まえ検討いたします。

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）

（用語の定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電氣的に接続されているものを除く。）をいう。

また小池火薬専門職からは、次の回答を頂きました。

◇ 当方が内々、エネ庁に確認しているところによれば、「蓄電用の施設」＝電気設備に関する技術基準を定める省令に定義される「蓄電所」と伺っていますから、上記の整理に間違いはないと思われませんが、そちらからも、パブコメにおいて「蓄電用の施設とは具体的にどのようなものを想定しているか」と質問されるのも良いかと思えます。

火薬工業会からはすでに別添2の意見書を提出しており、当会としても「蓄電用の施設」の内容を明確にするとともに、今後新たに開発される施設、設備等についても対象とするのは規模の大きなものに限定するような意見書を提出する予定ですが、パブリックコメントはその数が重視されることもあり、できるだけ多くの会員の方が意見、要望、問合せ等について意見書の形で提出して頂きますようお願いいたします。

なお、太陽光発電設備が、火薬類取締法施行規則第1条第13号において第三種保安物件とされている「発電所」に該当しうる基準は別添3の通りですが、具体的には次の通りです。

1. 出力が千キロワット以上。
2. 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が50%超。
3. 発電する電気の量に占める小売電気事業等の用に供するものの割合が50%超。

※ 同一の接続地点に接続している2以上の発電用の電気工作物は、ひとつの発電用の電気工作物とみなす。